



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知（農林水産総務課） 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） 2

公 告

- 種苗生産事業者講習会の開催（森林管理課） 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（物品管理課） 3

企業局事項

- 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程 3

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・6 件 4

告 示

沖縄県告示第362号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市平得
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年 8 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第363号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 9 月 12 日から同月 26 日まで八重山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 竹富町字小浜1496番地の95 大城洋一、竹富町字西表946番地 山下輝雄
- 2 加入区 竹富加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 八重山漁業協同組合

沖縄県告示第364号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田名(3)	伊平屋村字田名のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊平屋村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田名(4)	伊平屋村字田名及び字我喜屋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊平屋村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
我喜屋(2)	伊平屋村字我喜屋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊平屋村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
我喜屋(3)	伊平屋村字我喜屋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊平屋村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
我喜屋(4)	伊平屋村字我喜屋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊平屋村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
田名(3)	伊平屋村字田名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田名(4)	伊平屋村字田名及び字我喜屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
我喜屋(2)	伊平屋村字我喜屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
我喜屋(3)	伊平屋村字我喜屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
我喜屋(4)	伊平屋村字我喜屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊平屋村役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第366号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」とい

う。)以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域(以下「公告認定対象区域」という。)内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 宮古島市平良字下里大嶺 228 番 1、236 番 1、244 番、253 番、253 番 1 及び 255 番
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県宮古土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和 7 年 9 月 1 日 沖縄県指令土第 669 号

公 告

林業種苗法(昭和 45 年法律第 89 号)第 11 条第 1 項の規定により、令和 7 年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和 7 年 10 月 7 日(火曜日)午前 9 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 9 階ワーキングチーム室
- 3 対象者 林業種苗生産事業に従事する者又は従事しようとする者
- 4 受講手続 受講申込みは、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課(電話番号 0980-52-2832)、沖縄県南部林業事務所(電話番号 098-941-2583)、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課(電話番号 0980-72-2365)又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課(電話番号 0980-82-2342)において令和 7 年 9 月 16 日から同月 24 日までに行うこと。
- 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部森林管理課(電話番号 098-866-2295)に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電気自動車 10 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県出納事務局物品管理課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 8 月 19 日
- 4 落札者の名称及び所在地 琉球日産自動車株式会社 代表取締役 仲井間勝也 浦添市港川二丁目 1 番 1 号
- 5 落札金額 42,237,900 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 7 月 1 日

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第 9 号

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程(平成 4 年沖縄県企業局管理規程第 1 号)の一部を次のように改

正する。

別表第 3 中

負荷設備	電動機		1 月 ～ 2 月	6 月 ～ 1 年	5 年 ～ 10 年	を
	照明設備		1 月 ～ 2 月	1 年		
	その他機器		1 月 ～ 2 月	1 年 ～ 4 年	5 年 ～ 10 年	

負荷設備	電動機		1 月 ～ 2 月	6 月 ～ 1 年	5 年 ～ 10 年	に
	照明設備		1 月 ～ 2 月	1 年		
	その他機器		1 月 ～ 2 月	1 年 ～ 4 年	5 年 ～ 10 年	
可搬形発電設備	原動機		1 日 ～ 1 週間	3 月 ～ 6 月	1 年	
	発電機		1 日 ～ 1 週間	3 月 ～ 6 月	1 年	

改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 12 日から施行する。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第 46 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和 27 年法律第 14 号）第 14 条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
宜野湾市字普天間後原	939 番	山林	421	421.18	421.18
北谷町字北前横嵩原	943 番	畑	791	791.37	791.37
北谷町字北前横嵩原	951 番	宅地	481.83	481.83	481.83
北谷町字北前横嵩原	963 番	畑	1,617	1,617.36	1,617.36
北谷町字北前横嵩原	971 番	畑	1,797	1,797.36	1,797.36

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
新垣洋子	北中城村字安谷屋1948番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 8 月 14 日

沖縄県収用委員会告示第47号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
宜野湾市字安仁屋前原	491番	田	314	314.39	314.39

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
安里義弘	宜野湾市野嵩二丁目22番1号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄電力株式会社 代表取締役 本永浩之	浦添市牧港五丁目2番1号	一時使用权

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 8 月 14 日

沖縄県収用委員会告示第48号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	

宜野湾市字安仁屋前原	492番	田	311	311.86	311.86
------------	------	---	-----	--------	--------

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
安里義弘	宜野湾市野嵩二丁目22番1号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年8月14日

沖縄県収用委員会告示第49号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年9月12日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
北谷町字大村山川原	503番	山林	397	397.03	397.03

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
上地秀榮	読谷村字大湾394番地	2分の1
上地洋子	読谷村字大湾394番地	2分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年8月14日

沖縄県収用委員会告示第50号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年9月12日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
北谷町字北前石平原	839番	畑	555	555.56	555.56

北谷町字北前横嵩原	952 番	畑	361	361.84	361.84
-----------	-------	---	-----	--------	--------

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
新垣博子	北中城村字安谷屋1952番地	4 分の 2
新垣善啓	北中城村字安谷屋1952番地	4 分の 1
新垣善克	北中城村字安谷屋1952番地	4 分の 1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 8 月 14 日

沖縄県収用委員会告示第51号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 9 月 12 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
北谷町字北谷東前田原	784 番	雑種地	411	411.47	411.47

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
伊志嶺雅子	浦添市前田一丁目40番18号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 8 月 14 日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1